

八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市中心市街地活性化基本計画（令和5年（2023年）3月策定）に基づき、中心市街地のまちなかの魅力を高める取組に対し、その経費の一部を市が毎年度の予算の範囲内において補助することにより、中心市街地の活性化を促進することを目的とする。

2 本補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地

八王子市中心市街地活性化基本計画において中心市街地と定めた範囲で、別図に定める区域をいう。

(2) 商店街組織

市内に存する次に掲げる組織をいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める商店街の事業協同組合

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人に該当する商店街組織

エ 商店街を形成する法人化されていない任意の組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

(3) まちづくりグループ

町会、自治会等、中心市街地において、まちづくり活動をする者が複数名集まり組織された団体。

なお、法人格の有無は問わない。

(4) 交付申請者

本補助金の交付を受けようとする者

(5) 補助事業者

第12条第1項に規定する交付決定の通知を受けた者

(魅力づくり事業)

第3条 この要綱において「魅力づくり事業」とは、八王子市中心市街地活性化基本計画の方針に基づき、中心市街地内において実施する公共性・公益性の高い事業のうち、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす事業のうち、別表1に掲げる区分のいずれかに該当するもの（以下「魅力づくり事業（ハード部門）」という。）

ア 中心市街地の民地において実施すること。

イ 交付申請年度内に開始すること。

ウ 交付決定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで、運営・管理等の継続が見込めること。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす事業のうち、別表2に掲げる区分のいずれかに該当するもの（以下「魅力づくり事業（ソフト部門）」という。）

ア 特定の会員等を対象とせず、広く一般市民に参加の機会が与えられており、かつ概ね100人以上の集客が見込めること。

イ 限られた店舗・企業で出店を独占しておらず、一定数の店舗等が参加していること。

ウ 八王子の自然・文化・産業など多様な魅力を発信し、八王子のファンを増やす機会になると認められること。

エ 過去に実施されていない事業又は前年度以前に本補助金の交付決定を一度のみ受けた事業であること。

オ 本補助金による補助終了後も、交付申請者の自主財源によって取組の継続が見込めること。

カ 交付申請年度内に実施すること。

キ 国、地方公共団体又はこれらに準じるものから補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける見込みがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、魅力づくり事業から除外する。

(1) 第12条第1項の交付決定通知書の受領以前に着手している事業

(2) 利用者が限定される事業で、次のいずれかに該当するもの

ア 会員制のイベント、セミナー、ワークショップ等、会員のみが参加できる事業

イ 特定の団体、学校、企業等の関係者のみが参加できるスポーツイベント、文化イベント、発表会等の事業

ウ 特定の地域住民のみが参加できる交流イベント、祭り等の事業

エ その他、市長が一般市民の参加が著しく制限されると認める事業

(3) 政治的中立の趣旨に反する事業

(4) 宗教的目的を有している事業

(5) 暴力的目的を有している事業

(6) 公序良俗に反する事業

(7) 近隣住民の生活環境を著しく悪化させるおそれのある事業で、次のいずれかに該当するもの

ア 法令又は条例等に定める騒音、振動、悪臭等の基準値を超過するおそれのある事業

イ 深夜早朝における騒音、振動、悪臭等の発生により、近隣住民の安眠を妨げるおそれのある事業

ウ その他、市長が近隣住民の生活環境を著しく悪化させるおそれがあると認める事業

(8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令及び「八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）」に違反する事業

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 魅力づくり事業(ハード部門)においては、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中心市街地の商店街組織又はまちづくりグループ

イ 前号の団体を協力者(以下「協力団体」という。)としながら、主体的に事業を実施する者

ウ 指導要綱に定める「中心市街地環境整備基準」に基づいて、第3条第1項第1号に該当する事業を行う者

(2) 魅力づくり事業(ソフト部門)においては、次のいずれかに該当する者とする。

ア 市内に主たる店舗を有している事業者

イ 市内に本社・支社を置く事業者

ウ 市内の事業者を中心に構成されている団体

エ 市内に活動拠点がある団体

オ 八王子市保健所跡地暫定広場「えきまエテラス」を会場とした魅力づくり事業を実施する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

(1) 市税を滞納している者

(2) 政治的中立の趣旨に反する者

(3) 宗教的目的を有している者

(4) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者

(6) 公序良俗に反する若しくは社会的に指摘されている問題を抱えている団体及び個人又はこれらとの関係を有している者

(7) 過去に、本市又はほかの地方公共団体における同様の事業において、公序良俗に反する事業又は近隣住民の生活環境を著しく悪化させる事業を実施した者、当該事業を主催した団体の代表者又は役員、及び当該事業の実行委員会の構成員

(8) その他市長が不適切と認める者

(補助事業)

第5条 本補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 魅力づくり事業(ハード部門)においては、魅力づくり事業の開始に当たって必要となる事業のうち、別表3に掲げる区分に該当するものとする。

(2) 魅力づくり事業(ソフト部門)においては、魅力づくり事業全体を補助事業とする。

2 魅力づくり事業(ハード部門)における補助事業の施工者は、市内に住所又は事務所を有する者とする。ただし、工事の施工等に特殊な技術等を要し、市内に請け負える事業者が存在しない等の場合はこの限りでない。

- 3 補助事業者は、補助事業としてチラシ、ポスター、Webサイトその他広報物を作成する場合は、本補助金を活用している旨を当該広報物上に明記するものとする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係るもののうち、別表3及び別表4に掲げるものとする。ただし、魅力づくり事業（ハード部門）においては、交付申請者又は協力団体が自ら補助事業を実施する場合は、補助事業に係る資材の購入費のみを補助対象経費とする。

- 2 魅力づくり事業（ハード部門）においては、本補助金以外の補助金等を活用している場合は、その補助金等の補助対象経費について、本補助金の補助対象経費から除く。

- 3 魅力づくり事業（ソフト部門）においては、第10条第1項の事前着手承認申請書に記載があり、市の承認を受けた手続きに伴う費用のうち別表4の内容に該当するものについては、第3条第2項第1号及び第8条第1項の規定にかかわらず、本補助金の補助対象経費に含む。

(補助金の交付額)

第7条 本補助金の交付額は、別表3及び別表4に掲げるとおりとする。

なお、補助金の算出額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を交付額とする。

(補助事業の実施期間)

第8条 補助事業者は、第12条第1項の交付決定通知書の受領以後に補助事業に着手し、かつ、当該年度内に完了しなければならない。

- 2 魅力づくり事業（ソフト部門）における交付申請者は、第10条第1項の事前着手承認申請書に記載があり、市の承認を受けた手続きについては、前項及び第3条第2項第1号の規定にかかわらず、交付決定通知書の受領以前に着手することができる。

(交付申請)

第9条 交付申請者は、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付申請書（第1号様式）及び事業計画書（第2号様式）に別表5及び別表6に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込みは、同一対象者につき魅力づくり事業（ハード部門）及び魅力づくり事業（ソフト部門）それぞれについて、同一年度中各1件までとする。

(事前着手申請)

第10条 魅力づくり事業（ソフト部門）における交付申請者は、前条第1項の交付申請書の提出に先立ち、魅力づくり事業の会場の確保のために次の各号に掲げる手続きを行う必要がある場合は、あらかじめ事前着手承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 会場となる施設の使用予約申請
- (2) 道路占用許可申請及びこれに類する手続き
- (3) 道路使用許可申請及びこれに類する手続き

- 2 市長は、前項の事前着手承認申請書の提出があったときは、速やかに審査した上でその可否を決定し、事前着手承認審査結果通知書（第5号様式）を交付申請者に交付する。

(交付申請取下げ)

第11条 交付申請者は、次条に規定する交付の可否の決定以前に交付申請を取り下げるときは、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付申請取下げ届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第12条 市長は、第9条第1項の交付申請書の提出があったときは、審査基準によりその内容を審査した上で交付の可否を決定し、交付を決定した者に対しては八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付決定通知書（第7号様式）を、不交付を決定した者に対しては八王子市まちなか魅力づくり支援補助金不交付決定通知書（第8号様式）をそれぞれ交付する。

2 市長は、前項の審査に当たって、申請内容について外部専門家等関係する者に意見を聞くことができる。

(中間確認)

第13条 魅力づくり事業（ハード部門）における補助事業者は、補助事業の予定工期のうち、おおむね半分の期間が経過した時点で、本市の担当職員の立会いのもと、補助事業の現場においてその進捗説明を行わなければならない。

(事業の内容変更等)

第14条 補助事業者は、次の各号に該当する変更等を行うときは、その内容についてあらかじめ市長に報告し、事業変更等承認申請書（第9号様式）を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については報告のみを求めるものとする。

(1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止するとき。

(2) 魅力づくり事業（ハード部門）においては、交付決定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日までに魅力づくり事業の内容を変更し、又は魅力づくり事業を廃止するとき。

2 市長は、前項の事業変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査した上でその可否を決定し、承認した場合に事業変更等承認審査結果通知書（第10号様式）を補助事業者に交付する。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、1か月以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金補助事業実績報告書（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 八王子市まちなか魅力づくり支援補助金補助事業の実績（第12号様式）

(2) 補助事業に関する領収書の写し

(3) 確定した経費の内訳が分かるもの

(4) 補助事業の状況が分かる写真

(5) アンケート結果（ソフト部門・イベント実施のみ）

(6) その他必要とするもの

2 補助事業者は、前条第2項により市長が補助事業の廃止を承認したときは、1か月以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金補助事業（廃止）実績報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第16条 市長は、前条各項の補助事業実績報告書の提出があったときは、速やかに審査した上で補助金の交付額を確定し、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付額確定通知書（第14号様式）を補助事業者に交付する。

(交付請求)

第17条 補助事業者は、前条の通知書の受領後、補助金の交付請求をするときは、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第18条 市長は、補助事業者が規則第15条に規定する事由のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第14条第1項の事業変更等承認申請を行った場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) 前号のほか、本要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付決定取消通知書（第16号様式）を補助事業者に交付する。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、補助事業者に期限を定めて八王子市まちなか魅力づくり支援補助金返還命令書（第17号様式）により、その全部又は一部の返還を命じる。

2 魅力づくり事業（ハード部門）において、交付決定の一部を取り消した場合は、別表7の計算式により返還額を決定する。

3 補助事業者は、第1項の返還命令を受けたときは、当該命令額を期限までに納付しなければならない。

(補助事業者の責務)

第20条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 魅力づくり事業（ハード部門）における補助事業者は、補助事業のうち施設等整備及び物品購入が完了次第、速やかに魅力づくり事業の運営を開始すること。

(2) 補助事業者は、法令を遵守し、誠実に魅力づくり事業を実施しなければならない。

(3) 補助事業者は、本補助金の交付を受けるために用いた資料について、補助事業の完了した日の属する年度及び当該年度の終了後5年間保存し、市長が必要と認めたときは、それらの資料を提示若しくは提出し、又はその内容を報告しなければならない。

(4) 魅力づくり事業（ハード部門）における補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度及び当該年度の終了後5年間、毎年度終了後3か月以内に魅力づくり事業の実施状況について、魅力づくり事業実施状況報告書（第18号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、魅力づくり事業を廃止している場合は、この限りでない。

(5) 魅力づくり事業（ソフト部門）における補助事業者は、魅力づくり事業の完了した日の属する年度の翌年度（以下「自走移行年度」という。）における取組の継続状況について、自走移行年度終了後3か月以内に継続状況報告書（第19号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、2度の交付決定を受けた魅力づくり事業については、2度目

の交付決定を受けた魅力づくり事業の完了した日の属する年度の翌年度を自走移行年度とする。

(事業協力)

第21条 魅力づくり事業（ハード部門）における補助事業者が、商店街組織に該当しない団体で構成され、かつ本補助金により店舗を整備した場合において、魅力づくり事業の実施場所が存する地域に商店街組織がある場合は、当該商店街組織に加入し、商店街組織が実施する事業に積極的に協力するなど中心市街地の活性化に努めるものとする。

(終期)

第22条 本補助金制度の終期は、令和8年度（2026年度）末とする。

(定めない事項の処理)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年（2018年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年（2018年）9月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第12条、第19条及び第20条の規定に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により、魅力づくり事業者が魅力づくり事業変更等承認申請をする際には、この要綱の第12条第1項に規定する第7号様式を、魅力づくり事業実施状況報告をする際には、この要綱の第20条に規定する第15号様式を使用して行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第12条及び第18条の規定に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により、補助事業者が魅力づくり事業の内容を変更し、又は魅力づくり事業を中止若しくは廃止するときは、この要綱の第12条第1項の第7号様式を使用するものとする。
- 4 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により、補助事業者が前年度の魅力づくり事業の実施状況を報告するときは、この要綱の第18条第4号の第15号様式を使用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金について、魅力づくり事業の内容を変更し、又は魅力づくり事業を中止若しくは廃止するときは、この要綱の第12条第1項の第7号様式を使用するものとする。
- 3 この要綱による改正前の八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第18条第4号の規定に限り、なお従前の例による。ただし、当該補助金の補助事業者が前年度の魅力づくり事業の実施状況を報告するときは、この要綱の第18条第4号の第15号様式を使用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）5月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金について、魅力づくり事業の内容を変更し、又は魅力づくり事業を廃止するときは、この要綱の第14条第1項の第9号様式を使用するものとする。
- 3 この要綱による改正前の八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第20条第4号の規定に限り、なお従前の例による。ただし、当該補助金の補助事業者が前年度の魅力づくり事業の実施状況を報告するときは、この要綱の第20条第4号の第18号様式を使用するものとする。
- 4 この要綱による改正前の八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第20条第5号の規定に限り、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

別図（第2条第1号関係）



(注) 甲州街道北側100mに位置する道路（東側の高校敷地等を除く。）、かえで通り、子安公園通り、国道16号及び八幡町境で囲まれた区域。特に甲州街道とは、国道20号の「明神町」交差点から「本郷横丁東」交差点までの区間を指す。

別表 1（第 3 条第 1 項第 1 号関係）

魅力づくり事業（ハード部門）の区分	
①	地域コミュニティ形成の場として活用されるコミュニティ施設等を整備・運営する事業
②	通行人が気軽に休憩できる設備を設置・管理する事業
③	良好なまちなみを形成する植栽等を設置・管理する事業
④	その他、継続的にまちの魅力創出に寄与する事業

別表 2（第 3 条第 1 項第 2 号関係）

魅力づくり事業（ソフト部門）の区分	
①	屋外で実施するイベント事業
②	飲食店を回遊するイベント事業
③	オープンカフェその他にぎわいづくりに資する事業
④	店舗紹介マップその他販売促進事業

別表 3（第 5 条第 1 項第 1 号、第 6 条第 1 項、第 7 条関係）

部門	補助事業区分	補助対象経費の内容	補助金の交付額	
			補助率	補助限度額
魅力づくり事業（ハード部門）	施設等整備	・新たな施設の整備費 ・物件の内装費・設備費・施工費・外装費・外構工事費（設置を伴う設備等の購入費を含む） ・建物そのものの改造費、床面積・構造の変更を伴う工事費 ・上記工事を行うために必要不可欠な解体工事費 ・上記工事に伴う諸経費	補助対象経費の 5分の4	・主たる補助事業に施設等整備を含む場合の補助限度額 …200万円
	物品購入	物品（設置を伴わない）の作成費・購入費		・主たる補助事業に施設等整備を含まない場合の補助限度額 …50万円
	広報	魅力づくり事業の開始に伴うチラシ・ポスターの広告の作成費等		
	イベント	魅力づくり事業の開始に伴う告知イベントの開催費等		

別表 4（第 6 条第 1 項、第 7 条関係）

部門	補助対象経費の内容	補助金の交付額		
		補助率	補助限度額	
			補助 1 年目	補助 2 年目
魅力づくり事業（ソフト部門）	・広報費…ポスター・チラシの作成費、印刷製本費、PR用Webサイト構築費等 ・会場設営費…会場賃借料、道路占用料、道路使用許可申請手数料、備品レンタル料、発電機リース費、車両借り上げ費等 ・安全衛生対策費…入場規制等警備費、賠償責任保険料、ほけん衛生対策費等 ・消耗品費…事業実施に直接必要な資材及び消耗品の購入費等 ・備品購入費…事業に必要な用具のうち、備品として長期間使用する物品に係る費用（高額な備品（おおむね20万円以上）は除く） ・謝金…出演料、謝礼等 ・諸経費…通信運搬費等	補助対象経費の 3分の2	50万円	25万円

別表 5（第 9 条第 1 項関係）

魅力づくり事業（ハード部門）の添付書類
①補助事業の予算書、見積書等 ②魅力づくり事業のスケジュール及び工程表 ③魅力づくり事業の実施予定場所の位置図 ④魅力づくり事業の実施予定場所の現況が分かる写真及び平面図 ⑤魅力づくり事業の実施イメージが分かる予定図又は絵等 【交付申請者が個人の場合】 ⑥交付申請者の住民票の写し ⑦交付申請者の市民税・都民税納税証明書 【交付申請者が団体の場合】 ⑧定款、規約、会則等 ⑨役員名簿 ⑩交付申請者の登記事項証明書（任意団体の場合は代表者の住民票の写し） ⑪交付申請者の法人市民税納税証明書（新規設立法人又は任意団体の場合は代表者の市民税・都民税納税証明書） 【交付申請者が町会・自治会又は管理組合以外のまちづくりグループに該当する場合】 ⑫会員名簿 【交付申請者が第 4 条第 1 項第 1 号のイに該当する場合】 ⑬事業協力に関する覚書（第 3 号様式） ⑭協力団体に係る⑧、⑨及び⑫ 【開業が伴う事業の場合】 ⑮収支計画書 ⑯許認可その他資格を証明する書類の写し（必要な場合のみ） 【本補助金以外の補助金等を活用している場合】 ⑰当該補助金等の申請書類一式の写し ⑱その他必要とするもの

別表 6（第 9 条第 1 項関係）

魅力づくり事業（ソフト部門）の添付書類
①魅力づくり事業の予算書、見積書等 ②許認可その他資格を証明する書類の写し（必要な場合） 【交付申請者が個人の場合】 ③交付申請者の本人確認書類の写し（免許証、パスポート等） ④交付申請者の市民税・都民税納税証明書 【交付申請者が団体の場合】 ⑤定款、規約、会則等 ⑥役員名簿（任意団体の場合は代表者の本人確認書類の写しも提出すること） ⑦交付申請者の法人市民税納税証明書（新規設立法人又は任意団体の場合は代表者の市民税・都民税納税証明書） 【特定の場所で実施する場合】 ⑧魅力づくり事業の実施予定場所の位置図 【特定の会場を設ける場合】 ⑨魅力づくり事業の会場設営図 ⑩その他必要とするもの

- ※ 住民票の写し、法人の登記事項証明書については、3か月以内に発行されたものに限る。また、コピーによる提出も可とする。
- ※ 各納税証明書については、前年度の滞納がないものに限る。また、コピーによる提出も可とする。

別表 7（第19条第2項関係）

返還額の計算式
$\text{補助金交付額} \div 60 \times \{ 60\text{月} - (\text{魅力づくり事業の運営を開始した日から} \\ \text{内容変更等を実施した日までの月数}) \}$
※1 月数に端数が生じたときは、これを切り捨てる。
※2 算出した額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。